

事務連絡
2024年4月30日

各支部長様

兵庫県職員労働組合
中央執行委員長 土取 節夫

令和6年度行政特別研修生、主任職員特別研修生及び自治大学校派遣研修生の選考試験について

連日の取り組みに敬意を表します。

さて、標記のことについて、人事課より県職労本部に対して、下記とおり説明がありましたので、報告します。

引き続き、選考試験の強制や選考試験を受験しない場合の不利益がないよう、強く求めいきますので、よろしくお願ひします。

記

1. 当局からの主な説明

職員の年齢構成の平準化に向け、新卒に限らない職員採用に取り組み、主任格付で採用となる職員も増加するなど、これまで以上に様々なキャリアを有する職員が勤務している。

中堅職員に当たる30歳台の職員について、職場での立ち位置や役割がそれぞれ異なる現状があると認識しており、そのことに対する適切な評価の必要性、ひいては新卒採用を前提とした昇任運用を一部改善する必要性を感じている。

こうしたことを踏まえ、各所属においてリーダー役を担う職員の育成強化を図ることを目的とし、中堅職員に対して、新たに「主任職員特別研修」を実施する。選考試験に合格し、当該研修を受講した職員を翌年4月の主査昇任の候補としたい。

については、従来からの「行政特別研修生」及び「自治大学校派遣研修生」に加え、今年度から新たに「主任職員特別研修生」の選考試験を実施する。

これら3つの研修生の選考にかかる1次試験は、共通の試験とし、受験資格はこれまでと同様である。(①行政職の職員であること(教育事務職を除く)、②当該年度の4月1日現在、主任及び主査又は地方機関の課長補佐の職にあること、③当該年度の4月1日現在、45歳以下であることのすべてを満たす職員)

2. 主なやりとり

組合) 職員年齢構成の歪さは行革によるものである。経験者を採用することで年齢構成の歪さは解消されると思われるが、この間、人員職場要求交渉において求めてきた技術継承の課題は行政経験のない経験者を採用しても解決できるものではない。引き続き、課題解消に向け、取り組んでいただきたい。

当局) 技術継承については、重要な課題であると認識しており、引き続き取り組んでいく。

組合) 主任の年数が1年であっても、「主任職員特別研修」を受講すれば、主査昇任候補となるのか。

当局) そのとおり。

組合) 新たな研修が実施されることにより、主査昇任の枠に影響が出るのではないか。

当局) 主査の職員数に上限は設定していない。早期に昇任する職員の影響により、他の職員の昇任が遅れるといったことはない。

組合) 昇任昇格は職員のモチベーションに影響を及ぼす。人事評価の給与への反映の交渉の際に

も全体のモチベーションは重要との当局の認識が示された。主査の職員数に枠がないのであれば、これまでから組合が要求している昇任昇格が遅れることないようにしていただきたい。

また、選考試験の実施は競争をあおり、職場に無用な混乱を招くことになる。組合としては、選考試験の強制や選考試験を受験しない場合の不利益がないよう、強く求める。

当局) これまでから選考試験の受験は希望者のみとしており、受験の有無が昇任昇格に影響することはない。

組合) 今後は3級や4級でも追い越しが生じることになるのではないか。中高齢層職員のモチベーション維持のためにも昇任昇格が遅れることないようにしていただきたい。

当局) 昇任昇格の取り扱いについては、管理運営事項であるため回答は控えるが、要請事項として受け止める。

組合) 研修期間中は他の職員に負担が生じることになる。業務に支障が生じないよう、管理職で対応していただきたい。

当局) 研修期間は1～2日間を予定しており、業務に支障が生じることはないと考えている。

組合) このことで職場から問題が報告された場合は協議に応じてもらいたい。

当局) 管理運営事項以外のことについては、丁寧に対応させていただく。